

SATO社会保険労務士法人 News Letter

2018年2月号 (No.97)



今月の特集

- 1、マイナンバー連携により氏名変更届、住所変更届の省略が可能になる予定です
- 2、有期雇用労働者の離職理由記載欄の取扱いについて
- 3、休業手当について
- 4、36協定について

1、マイナンバー連携により氏名変更届、住所変更届の省略が可能になる予定です

パブリックコメントにて厚生年金保険の手続【氏名変更届、住所変更届等の省略】について記載がありました。

記載内容抜粋『現在、被保険者及び受給権者は、氏名又は住所を変更したときは氏名変更届又は住所変更届を提出しなければならないこととされているが、今般、機構が住民基本台帳法第30条の9の規定により、地方公共団体情報システム機構から被保険者又は受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができない被保険者及び受給権者に限り提出を求めるとし、利便性の向上を図る。』

つまり、日本年金機構より住民基本台帳ネットワークにて変更情報の確認ができれば、厚生年金保険の氏名変更届と住所変更届の届出を省略が出来るようになるそうです。

施行日は平成30年3月上旬以降を予定しております。

2、有期雇用労働者の離職理由記載欄の取扱いの追加について

【目的】

無期転換ルール施行を背景に、無期転換申込権が発生する直前に雇止めされたような従業員を、特定理由離職者や特定受給資格者にし、救済するための措置だと思われます。

【取扱いの追加による離職者への影響範囲】

今回の追加の取扱いに該当する離職者は、特定受給資格者か特定理由離職者となる可能性があります。

会社都合退職とはならないので、事業者側には今のところ、デメリットはないと考えられます。

【対象者】

①2回目以降の契約更新時に、契約更新上限が途中で追加された方、又は不更新条項が追加された方

②採用当初の契約更新上限が、引下げられた方

③改正労働契約法の公布日以後に締結された4年6か月以上5年以下の契約更新上限が到来した（定年後の再雇用に関し定められた雇用期限の到来は除く。）ことにより離職された方 ※ただし、改正労働契約法の公布日前から、同一事業所の有期雇用労働者に対して、一様に4年6か月以上5年以下の契約更新上限が設定されていた場合を除きます。

【記載方法】

上記①～③に該当する場合に「具体的事情記載欄（事業主用）」に以下を記載する必要があります。

- ① 上限追加
- ② 上限引下げ
- ③ 4年6ヶ月以上5年以下の上限

3、休業手当について

従業員がインフルエンザに罹患した場合、症状が重ければ、一般的には自主的に仕事を休みますが、中には出勤する方もいるかもしれません。会社には安全配慮義務がありますので、本人はもちろん他の従業員への感染を考慮し、出勤を控えてもらいたいと思うものでしょう。では、会社が出勤を控えてもらいたいという理由で従業員が休んだ場合、その期間の賃金の補償（休業手当の支払い）をする必要はあるのでしょうか？

休業手当を払う必要があるのは、労基法第26条にあるように「使用者の責に帰すべき事由による休業」である場合です。会社が「休みなさい」と命じたときに、休業手当を払わなければならないというのが、基本的な考え方です。

《休業手当が不要》

- 医師の指示による休業
- 従業員による自主的な休業
- “**新型インフルエンザ**”のように、感染症予防法で、都道府県知事の就業制限がある場合など。

《休業手当が必要》

- 医師の休業指示の範囲を超える場合
- 感染の疑いのある社員を休ませる場合など。

たとえば、医師の指示による外出自粛期間が5日間だった場合に5日休業するのは休業手当の支払いは不要です。ですが、周りへの感染の可能性も考え7日間は休むように、と会社が指示したとします。その場合は、医

師の休業指示の範囲を超えていますので、休業手当の支払いが必要です。

その他、“同居の家族に感染者がいる”、“感染者と接触しているにもかかわらず、症状が出ていない”などの場合に、感染の可能性を考え、出勤停止とすると休業手当の支払いが必要になります。

出社か休業継続かの判断があいまいな場合は、本人から担当医師に尋ねてもらうのが良いでしょう。

4、36協定について

働き方改革の大きな柱のひとつに長時間労働の是正がありますが、そもそも長時間労働、つまり、時間外労働や休日労働をさせるにも、まずは36協定の締結・届出が必要になります。

その36協定ですが、労働基準監督署に届出をした日以降でないとも効果を発揮せず、遡って届出をしても過去の残業を合法にすることは出来ません。また、正しく届出をしないと罰則の可能性も御座います。

当社では、36協定届の締結支援、届出代行までお引き受けしております。特に複数の事業所・拠点をお持ちの事業主様に関しましては、是非ともご検討頂ければと存じます。

【発行元】SATO 社会保険労務士法人 札幌オフィス

〒060-0906

北海道札幌市東区北6条2-3-1

TEL: (011) 351-3010

